

第135回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー3階
パークタワーホール



Provided by TAKARA Printing



<https://s.srdb.jp/1885/>

招集ご通知の掲載内容が
パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からご覧
いただけます。

東亜建設工業株式会社

証券コード：1885

議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分まで

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4

■ 決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
第6号議案	取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の額の件
第7号議案	取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く）に対する業績連動型株式報酬等の改定の件

事業報告	28
連結計算書類	52
計算書類	55
監査報告書	58

株 主 各 位

証券コード 1885
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日2025年5月28日)
東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
東亜建設工業株式会社
代表取締役社長 早 川 毅

第135回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第135回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第135回定時株主総会招集ご通知」及び「第135回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト



<https://www.toa-const.co.jp/ir/news/>

東京証券取引所ウェブサイト



<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

「ネットで招集」ウェブサイト



<https://s.srdb.jp/1885/>

※東証ウェブサイトをご利用の場合は、アクセス後、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

当日ご出席いただけない場合は、インターネット又は書面（郵送）による事前の議決権行使もご利用いただけますので、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー3階 パークタワーホール
(ご来場の際には、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項 報告事項

1. 第135期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第135期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬等の額の件
- 第7号議案 取締役(監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く)に対する業績連動型株式報酬等の改定の件

4. その他株主総会に関する事項

当日ご欠席の株主様は、議決権を有する他の株主様1名を代理人としてその議決権を行使することもできます。なお、この場合は、代理権を証明する書面を当社にご提出いただく必要がありますのでご了承願います。

以 上

- ~~~~~
- お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分到着分まで



インターネット等による議決権行使

次頁のインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後5時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。



「ネットで招集」のご案内

招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/1885/>



インターネット等による 議決権行使のご案内

議決権
行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時30分まで

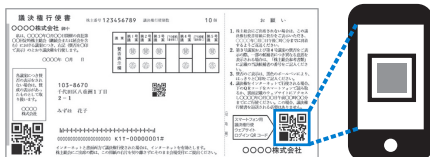
議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

！ ご注意事項

インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎0120-768-524（受付時間：年末年始を除く午前9時～午後9時）

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** 議決権行使ウェブサイト ***

- 本サイトのご利用にあたってはご自身の登録メールアドレス、ご所属の会社名を登録する必要があります。【次へすすむ】ボタンよりご利用ください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを終了してください。

次へすすむ

クリック

【投票と通知電子配信メニュー】

- 画面に通知電子配信の申し込み済み済み済み済み
- メールアドレス変更済み済み済み
- 登録メールアドレスの変更または停止済み済み

「次へすすむ」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードとパスワードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 電子メールによりログインコードが送付されます。

入力

議決権行使コード:

クリック **次へ** **閉じる**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

3. パスワードの入力

*** パスワード変更 ***

- パスワードを変更してください。
- 議決権行使書用紙に記載のパスワードを入力してください。
- パスワードと確認パスワードを一致させる必要があります。

入力

議決権行使書用紙に記載のパスワード: 入力パスワード

ご使用になる確認パスワード: 確認パスワード

※本文の半角英数字のみ入力可能です。
※セキュリティ上の理由から、パスワードは10文字以内で入力してください。

クリック **登録**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社における利益配分につきましては、2023年5月12日付「〔P B R向上に向けたアクションプラン〕の策定について」にてお知らせのとおり、中期経営計画遂行中である2024年度・2025年度の配当性向を40%以上とし、安定的な株主還元を一層充実させていくことを目標としております。

剰余金の処分につきましては、当期の業績、経営状況及び当社を取り巻く経営環境などを総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき76円 総額 6,251,217,056円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月30日

第2号議案

定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は取締役会の柔軟な運営を可能にすること並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を目的として業務執行から独立した社外取締役が取締役会議長を務めることができるよう所要の変更を行うものです。

また、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当(中間配当)をすることができるよう所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役会) 第24条 取締役会は、業務執行を決定する。 2 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</u> <u>ただし、取締役会長に欠員又は差支えあるときは取締役社長が、取締役社長にも欠員又は差支えあるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u> <u>3</u> 取締役会に関する規程は、取締役会の決議をもって別に定める。	(取締役会) 第24条 取締役会は、業務執行を決定する。 2 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。</u> <u>3 前項に従い定めた取締役に差支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> <u>4</u> 〈現行どおり〉

第3号議案**取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件**

本総会終結の時をもちまして、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）が任期満了となります。

つきましては、機動的な経営戦略を実現できる体制整備の構築を図るべく、取締役3名を減員し、取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
1	はや かわ たけし 早 川 毅 (1965年6月12日生) 	1989年 4 月 当社入社 2015年 4 月 当社大阪支店技術部長 2016年10月 当社土木事業本部土木部長 2020年 4 月 当社大阪支店長 2021年 4 月 当社執行役員（大阪支店長） 2022年 4 月 当社執行役員社長 2022年 6 月 当社代表取締役兼執行役員社長 現在に至る	37,200株

取締役候補者とする理由

早川毅氏は、豊富な現場経験並びに現場の最前線におけるマネジメント経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。

中期経営計画を推進し、当社グループの中長期的な企業価値向上の実現のために、引き続きリーダーとして、当社グループ全体を指揮、監督し、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	なか お たけし 中 尾 剛 (1967年9月27日生) 	1991年 4 月 当社入社 2015年 4 月 当社管理本部人事部次長兼人事課長 2016年 4 月 当社横浜支店総務部長 2017年 4 月 当社管理本部人事部長 2019年 4 月 当社経営企画部長 2022年 4 月 当社執行役員（管理本部長） 2022年 6 月 当社取締役兼執行役員（管理本部長） 2023年 4 月 当社取締役兼執行役員（管理本部長、秘書室統括） 2024年 4 月 当社代表取締役兼執行役員常務（管理本部長、秘書室統括） 2024年11月 当社代表取締役兼執行役員常務（管理本部長、内部監査室・秘書室統括） 2025年 4 月 当社代表取締役兼執行役員専務（経営管理本部長、DX戦略部・内部監査室・秘書室統括） 現在に至る	13,300株
取締役候補者とする理由 中尾剛氏は、長年管理部門に所属し、総務部門、人事部門、経営企画等での経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。 中期経営計画を推進し、当社グループの中長期的な企業価値向上の実現のために、引き続き管理部門のリーダーとして、当社グループ全体を指揮、監督し、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	き むら かつ ひさ 木 村 克 尚 (1963年2月11日生) 	1990年 4 月 当社入社 2014年 4 月 当社国際事業部土木部長 2017年 4 月 当社国際事業部営業部長 2020年 4 月 当社執行役員（国際事業本部副本部長） 2022年 4 月 当社執行役員（国際事業本部長） 2023年 4 月 当社執行役員常務（国際事業本部長） 2023年 6 月 当社取締役兼執行役員常務（国際事業本部長） 2025年 4 月 当社取締役兼執行役員専務（国際事業本部長） 現在に至る	24,500株
取締役候補者とする理由 木村克尚氏は、当社入社以来、長年国際事業部門に所属し、海外での現場経験並びにマネジメント経験に基づき、強いリーダーシップと行動力を備えた人物であります。 中期経営計画を推進し、当社グループの中長期的な企業価値向上の実現のために、引き続き国際事業部門のリーダーとして、当社グループ全体を指揮、監督し、当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
4	社外 独立 くに や し ろう 国 谷 史 朗 (1957年2月22日生) 	1982年 4 月 弁護士登録（大阪弁護士会） 1982年 4 月 大江橋法律事務所（現弁護士法人大江橋法律事務所） 1987年 5 月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1997年 6 月 サンスター株式会社社外監査役 2002年 4 月 弁護士法人大江橋法律事務所代表社員 2006年 6 月 日本電産株式会社社外監査役 2012年 3 月 株式会社ネクソン社外取締役 2012年 6 月 株式会社荏原製作所社外取締役 2013年 6 月 ソニーフィナンシャルグループ株式会社社外取締役 2013年 6 月 武田薬品工業株式会社社外監査役 2016年 6 月 同社社外取締役（監査等委員） 2018年 3 月 株式会社ネクソン社外取締役（監査等委員）（現任） 2019年 6 月 武田薬品工業株式会社社外取締役 2021年 6 月 当社社外取締役 2023年 2 月 弁護士法人大江橋法律事務所パートナー（現任） [重要な兼職の状況] 弁護士法人大江橋法律事務所パートナー 株式会社ネクソン社外取締役（監査等委員）	0株
社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要 国谷史朗氏は、弁護士法人大江橋法律事務所パートナーとして、また米国ニューヨーク州弁護士として、法曹としての企業法務や国際法務に関する豊富な経験と高い知見を有し、長年に亘り他社の社外監査役及び社外取締役を務められており、企業経営に関するグローバル且つ高度な見識を持たれていることから、当社における取締役の職務執行の監督強化の役割を十分に果たしていただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。同氏が社外取締役に再任された場合には、現地企業とのアライアンス強化も視野に入れた進出地域の拡大といった経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。			

関根嘉奈子氏は、多国籍、多文化、多様性を最先端で実践している米国、欧州等の金融機関、国際機関で要職を歴任され、サステナビリティを原則とした投資、コーポレートガバナンス、リスク管理などに関する高い知見とグローバルな感性、豊富な経験を有しており、当社における取締役の職務執行の監督強化の役割を十分に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者とするものであります。同氏が社外取締役に再任された場合には、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年3か月となります。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。また、当該保険料は全額当社の負担となります。

3. 国谷史朗氏及び関根嘉奈子氏は、社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役の独立性について

国谷史朗氏がパートナーを務める弁護士法人大江橋法律事務所及び社外取締役を務める株式会社ネクソンと当社との間に特別の関係はございません。なお、当社は同氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

関根嘉奈子氏が社外取締役を務めるKyrgyz Investment and Credit Bankと当社との間に特別の関係はございません。なお、当社は同氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

5. 責任限定契約について

当社は、業務執行を行わない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

なお、国谷史朗氏及び関根嘉奈子氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもちまして、監査等委員である取締役全員(4名)が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	社外 独立 おかむらまさひこ 岡村真彦 (1951年7月21日生) 	1976年4月 三井物産株式会社入社 2004年10月 同社本店コンシューマーサービス事業本部都市開発事業部長 2007年4月 同社執行役員コンシューマーサービス事業第二本部長 2009年4月 同社常務執行役員関西支社長 2011年3月 同社退職 2014年6月 当社社外取締役 2019年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る	0株
監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要 岡村真彦氏は、大手商社会社の要職を歴任され、豊富な経験から取締役の職務執行の監査・監督強化を図るに十分な見識を有していると考え、当社において社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。同氏が社外取締役に再任された場合には、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となり、そのうち当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	社外 独立 はん だ み ち 半 田 未 知 (さ さ の み ち) (佐々野 未 知) (1970年10月19日生) 	1998年 3 月 公認会計士登録 1998年 9 月 KPMG LLP ニューヨーク事務所 2003年 2 月 有限責任あずさ監査法人 2006年 2 月 株式会社Bizコンサルティング設立 代表取締役社長 2008年 6 月 コントロール・ソリューションズ・インターナショナル株式会社 (現コントロールソリューションズ株式会社) 代表取締役副社長 2009年 1 月 同社代表取締役社長 (現任) 2019年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) 2022年 3 月 株式会社オークネット社外取締役(監査等委員) (現任) [重要な兼職の状況] コントロールソリューションズ株式会社代表取締役社長 株式会社オークネット社外取締役(監査等委員)	0株
監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要 半田未知氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い知見を有し、また、内部統制、リスクマネジメント等のコンサルティング会社の経営者を務め、経営コンサルタントとして内部統制構築支援に携わっており、当社における取締役の職務執行の監査・監督強化の役割を十分に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者とするものであります。同氏が社外取締役に再任された場合には、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。なお、同氏の当社監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	き むら てつ や 木 村 徹 也 (1966年6月1日生) 	1990年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社中国支店管理部長 2014年 7 月 当社首都圏建築事業部管理部長 2017年 4 月 当社東日本建築支店管理部長 2018年 4 月 当社管理本部総務部長兼総務部秘書室長 2022年 4 月 当社管理本部総務部長 2024年 4 月 内部監査室付 2024年 6 月 当社取締役(監査等委員) 現在に至る	8,800株
監査等委員である取締役候補者とする理由 木村徹也氏は、当社入社以来、長年管理部門に所属し、そこで培われた知識や経験に基づき、監査等委員である取締役の職務執行並びに取締役の職務執行の監査強化を図るに十分な見識を有していると考え、監査等委員である取締役候補者とするものであり、当社において監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
4	社外 独立 新任 たま い さと し 玉 井 哲 史 (1960年6月12日生) 	1984年 4 月 住友商事株式会社入社 1991年10月 センチュリー監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1995年 3 月 公認会計士登録 2007年 5 月 同監査法人代表社員 2008年 7 月 同監査法人シニアパートナー 2017年 7 月 玉井哲史公認会計士事務所開設 2017年10月 株式会社アクリア顧問 (現任) 2018年 3 月 東邦レマック株式会社社外監査役 (現任) 2020年 6 月 稲畑産業株式会社社外監査役 株式会社ピーシーデポコーポレーション 社外監査役 2022年 6 月 稲畑産業株式会社社外取締役(監査等委員) [重要な兼職の状況] 玉井哲史公認会計士事務所所長 東邦レマック株式会社社外監査役	0株
監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要 玉井哲史氏は、公認会計士としての豊富な経験と高い知見を有し、当社における取締役の職務執行の監査・監督強化の役割を十分に果たしていただけると判断し、社外取締役候補者とするものであります。同氏が選任され、社外取締役に就任された場合には、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。			

(注) 1. 半田未知氏につきましては、公認会計士登録名を氏名欄の()内に明記しております。

2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

3. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。また、当該保険料は全額当社の負担となります。

4. 岡村眞彦氏、半田未知氏及び玉井哲史氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。

5. 社外取締役の独立性について

岡村眞彦氏は、三井物産株式会社の出身であり、同社と当社の間には、過去において、工事請負契約、業務委託契約等の取引関係がありますが、現在は取引はなく、当社が定める社外役員の独立性に関する基準に抵触していません。なお、当社は同氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

半田未知氏が代表取締役社長を務めるコントロールソリューションズ株式会社及び監査等委員である社外取締役を務める株式会社オークネットと当社との間に特別の関係はございません。なお、当社は同氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

玉井哲史氏が所長を務める玉井哲史公認会計士事務所及び社外監査役を務める東邦レマック株式会社と当社との間に特別の関係はございません。同氏は、1991年10月にセンチュリー監査法人(現、EY新日本有限責任監査法人)に入所、2017年6月に監査法人を退所後約8年が経過しております。当社は、東京証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書において、候補者が会計専門家の出身者の場合、その独立性の判断基準としてクーリングオフ期間を5年とする旨を定めており、玉井氏の独立性に問題はないと判断しております。したがって、同氏が監査等委員である取締役に就任した際は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから、独立役員として東京証券取引所並びに札幌証券取引所に届け出る予定です。

6. 責任限定契約について

当社は、業務執行を行わない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

なお、岡村眞彦氏、半田未知氏、木村徹也氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。また、玉井哲史氏の就任が承認された場合、当社は玉井哲史氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

本議案は、2024年6月27日開催の第134回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、監査等委員である取締役が法令又は定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであり、当該候補者が、監査等委員である取締役に就任する場合の順位は、第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、岡村眞彦氏が退任された際は、伊佐範明氏を第一順位、滝順子氏を第二順位とし、半田未知氏、木村徹也氏、玉井哲史氏が退任された際は、滝順子氏を第一順位、伊佐範明氏を第二順位といたします。その選任の効力は取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	社外 独立 い さ のり あき 伊 佐 範 明 (1957年7月14日生) 	1980年4月 丸紅株式会社入社 2006年4月 同社電力部門電力総括部部長 2010年4月 同社泰国会社社長兼アセアン会社副社長兼バンコク支店支店長 2013年4月 同社執行役員人事部部長 2017年4月 同社執行役員CSO補佐 株式会社アヴァンティスタッフ社外監査役 2018年4月 丸紅新電力株式会社取締役会長 2021年4月 株式会社NSGホールディングス顧問（現任） 2021年5月 株式会社サンヴィレッジ顧問 2022年1月 開志専門職大学客員教授（現任） 新潟食料農業大学客員教授（現任） 2022年6月 レイズネクスト株式会社社外取締役（現任） 2022年7月 新電力新潟株式会社取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] レイズネクスト株式会社社外取締役 新電力新潟株式会社取締役会長	0株

補欠の監査等委員である取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

伊佐範明氏は、大手商社会社の要職を歴任され、豊富な経験から取締役の職務執行の監査・監督強化を図るに十分な見識を有していると考え、当社において監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者とするものであります。同氏が選任され、監査等委員である取締役に就任された場合には、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
2	社外 独立 たき じゅんこ 滝 順子 (1967年7月17日生) 	1990年 4 月 オリックス株式会社入社 1997年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入社 2001年 3 月 公認会計士登録 2017年11月 住江織物株式会社(現 SUMINOE株式会社)入社 2018年 6 月 同社管理本部グローバル統括室部長 2019年 8 月 同社管理本部グローバル統括室部長兼 経営企画室部長 2021年 2 月 滝公認会計士事務所開所 2022年 5 月 イオンモール株式会社社外取締役 (現任) (2025年5月退任予定) 2022年 6 月 新田ゼラチン株式会社社外監査役 2022年 6 月 日本化学産業株式会社社外取締役 (現任) 2024年 6 月 小田急電鉄株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) [重要な兼職の状況] 滝公認会計士事務所代表 日本化学産業株式会社社外取締役 小田急電鉄株式会社社外取締役(監査等委員)	0株
補欠の監査等委員である取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要 滝順子氏は、公認会計士及び公認内部監査人としての豊富な経験と高い知見を有し、また、複数の企業での経営に近い執行職としての経験から取締役の職務執行の監査・監督強化を図るに十分な見識を有していると考え、当社において監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者とするものであります。同氏が選任され、監査等委員である取締役に就任された場合には、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。			

(注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険契約について

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を当該保険契約により填補することとしております。補欠の監査等委員である取締役候補者の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、役員等賠償責任保険の契約期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。また、当該保険料は全額当社の負担となります。

3. 伊佐範明氏及び滝順子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役の独立性について

伊佐範明氏が社外取締役に務めるレイズネクスト株式会社及び取締役会長を務める新電力新潟株式会社と当社との間に特別の関係はございません。

滝順子氏が代表を務める滝公認会計士事務所、社外取締役に務める日本化学産業株式会社及び監査等委員である社外取締役に務める小田急電鉄株式会社と当社との間に特別の関係はございません。

なお、当社は各氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏を東京証券取引所、札幌証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

5. 責任限定契約について

当社は、業務執行を行わない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

なお、補欠の監査等委員である取締役候補者の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合、当社は候補者との間で責任限定契約を締結する予定であります。

第6号議案

取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬等の額の件

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ)の報酬等の額は、2022年6月29日開催の第132回定時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役分25百万円以内)とご決議いただき、現在に至っております。

本報酬等の額の対象となる取締役は、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役3名が減員となり5名(うち社外取締役2名)となりますが、コーポレートガバナンスの強化に伴う取締役の責務や期待される役割が拡大していること、経済情勢や経営環境の変化、他社の報酬水準、当社の業績の推移等を考慮し、取締役の報酬等の額はこれまでどおり年額300百万円以内(うち社外取締役分25百万円以内)とさせていただくことについて、あらためてご承認をお願いするものです。

本議案の内容については、委員長を監査等委員である社外取締役が務め、委員の過半数を監査等委員である社外取締役が占める指名報酬委員会で審議のうえ、その答申を踏まえて取締役会で決定しております。

第7号議案

取締役(監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く)に対する業績連動型株式報酬等の改定の件

(1) 提案の理由

当社は、2019年6月27日開催の第129回定時株主総会においてご決議いただき、取締役(監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。以下、断りがない限り、本議案において同じとする。)及び取締役を兼務しない執行役員(以下、取締役及び取締役を兼務しない執行役員を「取締役等」という。)に対する業績連動型株式報酬制度(「株式給付信託(BBT (=Board Benefit Trust))」以下、「本制度」という。)を導入しております。本制度は、取締役等の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入いたしました。その後、2022年6月29日開催の第132回定時株主総会において、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を243,200ポイント(うち取締役分は87,200ポイント)に引き上げることをご決議いただき、現在に至っております。なお、2024年4月1日付当社の株式分割(分割比率1対4)に伴い、上記のポイント数は、2022年6月29日開催の第132回定時株主総会においてご決議いただいたポイント数の4倍となっております。

本議案は、取締役等の員数の変動と当社の業績の向上を鑑み、取締役等に付与される1事業年度当たりポイント数の上限を、243,200ポイント(うち取締役分は87,200ポイント)から350,000ポイント(うち取締役分は80,000ポイント)に改定し、対象期間(2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度)及び対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間のポイント数の上限を1,050,000

ポイント（うち取締役分は240,000ポイント）とし、本制度に基づく信託によって取得する当社株式の上限を1,050,000株とすることについてご承認をお願いするものであります。なお、第6号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の報酬等の額は年額300百万円以内（うち社外取締役分25百万円以内）となりますが、これとは別枠として設定するものであります。

本議案の内容は、取締役等が企業価値・株主価値増大に貢献する意識をより一層高め、企業業績の更なる向上につながるものとして必要かつ合理的であり、相当であると考えております。

本議案の内容については、委員長を監査等委員である社外取締役が務め、委員の過半数を監査等委員である社外取締役が占める指名報酬委員会で審議のうえ、その答申を踏まえて取締役会で決定しております。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

(2) 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

① 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」という。)が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度であります。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時といたします。

② 本制度の対象者

取締役(監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものは、本制度の対象外とする。)及び取締役を兼務しない執行役員。

③ 信託期間

2019年8月(導入時)から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続する。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了する。)。

④ 信託金額(報酬等の額)

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、対象期間(2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度)及び対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとに、当社株式を取得する金銭を本信託に拠出いたします。当社は、本制度が終了するまでの間、原則として3事業年度ごとに、当社株式を取得する金銭を本信託に拠出いたします。ご参考として、2025年5月13日の終値1,428円を適用した場合、上記の必要資金は約1,500百万円(うち取締役分約343百万円)となります。なお、当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

⑤ 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記④により拠出された資金を原資として取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することといたします。対象期間(2026年3月末日で終了す

る事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度)の当社株式の取得は1,050,000株を上限とし、本制度が終了するまでの間、原則として対象期間経過後に開始する3事業年度ごとに、1,050,000株(うち取締役分240,000株)を上限として当社株式を追加取得いたします。ただし、係る追加取得を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下、「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等と追加取得する株式の合計株数は1,050,000株(うち取締役分240,000株)を上限といたします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

⑥ 取締役給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。

(算式) 役位別基準ポイント×業績連動係数(※1)

(※1)業績連動係数は、標準を100%として、役員株式給付規程で定められた評価項目(受注高、連結営業利益、連結純利益、株価(TOPIX対比))の目標達成率に基づき、予め定められた算式により0%から150%の範囲で決定いたします。

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイントの合計は取締役分として80,000ポイント、取締役を兼務しない執行役員分として270,000ポイントを上限といたしますので、付与される3事業年度当たりのポイントの合計は1,050,000ポイントが上限となります。これは、現行の取締役等の報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して取締役会で決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記⑦の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行う。)。下記⑦の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数の累計といたします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。)

⑦ 当社株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記⑥に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

⑧ 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営へ中立性を確保することを企図しております。

⑨ 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

⑩ 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式(上記⑦の記載に従って取締役等に給付される株式を除く。)については、すべて当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記⑨により取締役等に給付される配当金等を除いた残額が当社に給付されます。

【ご参考】

スキルマトリックス

	企業 経営	安全・ 環境・ 品質	財務 会計	技術	営業	法務	グロ ー バル	人材 開発	取締役会	監査等 委員	指名・ 報酬 委員	経営 会議	ESG 委員
早川 毅	○	○		○	○		○		◎		○	◎	◎
中尾 剛	○		○			○		○	○		○	○	○
木村 克尚		○		○	○		○	○	○			○	○
国谷 史朗	社外 独立 ○					○	○		○				
関根 嘉奈子	社外 独立 ○		○			○	○		○				
岡村 眞彦	社外 独立 ○				○		○		○	◎	◎		○
半田 未知 (佐々野 未知)	社外 独立 ○		○			○	○	○	○	○	○		
木村 徹也			○			○			○	○		○	○
新任 玉井 哲史	社外 独立		○			○			○	○	○		

- (注) 1.チェック項目は取締役のすべての知見や経験を示すものではありません。
2.「◎」は委員長、議長を表します。
3.本株主総会終了後の取締役会において、議長を社外取締役とする予定です。

スキル	定義
企 業 経 営	社会経済の動向を踏まえ、中長期的な視点で経営方針・経営戦略を構築し、適宜適切な意思決定を行い、会社の事業全般を運営・推進する。
安全・環境・品質	建設現場における労働災害・環境事故の防止に向けた専門的知識と十分な経験を有し、災害の撲滅を推進する。脱炭素等地球環境に対する社会的要請を理解し、それを事業機会の創出につなげる知見を有する。
財 務 ・ 会 計	企業経営を財務面から客観的に分析し、設備投資等の状況を踏まえ必要な資金調達手段を検討するなど財務政策を立案するとともに、外部に対して適切な財務会計情報を提供する。
技 術	土木・建築の技術について、高度な専門的知識と十分な経験を有し、デジタル技術等を活用して各事業及び研究開発を推進する。
営 業 ・ マーケティング	土木・建築・海外の各事業の市場動向に精通し営業戦略を描き推進する。
法 務 ・ リスクマネジメント	企業法務に精通し、リスクコントロールにおける重要な判断、経営戦略における法務的評価を担う。 また、健全な倫理観に基づき、コンプライアンス違反を未然に防ぐ。
グ ロ ー バ ル	世界的な建設市場やリスクの動向及び海外ビジネスに関する豊富な知見・経験を有し、海外事業戦略を推進する。
人 材 開 発 ・ ダイバーシティ	将来に亘って事業継続が可能となるような人材を育成する知識・経験等を有する。また、女性・外国人・障がい者等、多様な人材を育成する知識・経験も有する。

役員のダイバーシティ（多様性）について

当社は、取締役会が企業経営の方針及び執行に係る重要な事項を決定することから、各事業の執行に必要な技術や営業、法務、財務、人材育成などについて専門知識・経験・能力を備えた人格者の中からジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性を考慮して選任しております。そのような多様性は幅広い視点と洞察力を提供することによって企業に利益をもたらすと考えています。

本総会第3号議案及び第4号議案が可決成立した場合、取締役9名中、独立社外取締役は5名、（うち女性取締役は2名、構成比22.2％）という取締役会構成となります。引き続き取締役会の機能発揮と多様性確保に努めてまいります。

政策保有株式に関する考え方と削減状況について

当社は、継続保有の合理性が認められない政策保有株式を縮減する方針のもと、年に一度各保有株式の便益やリスクが資本コストに見合っているかなどの定量評価と中長期的な企業価値向上に資するか否か等の定性評価の両面で精査し、政策保有株式の保有継続、売却等についての判断をしております。

なお、中期経営計画（2023～25年度）において、「政策保有株式については、本中期経営計画期間中に、対純資産10%以内を目指し縮減」する方針としております。

2025年3月末での対純資産比率は11.6%、みなし保有株式を含んだ場合の比率は、16.8%となっております。

<過去3年間の期末における現況（保有額）>

	第133期 2023年3月末時点		第134期 2024年3月末時点		第135期 2025年3月末時点	
	銘柄数	貸借対照表計上額 の合計額（百万円）	銘柄数	貸借対照表計上額 の合計額（百万円）	銘柄数	貸借対照表計上額 の合計額（百万円）
非上場株式	40	1,477	40	1,477	38	1,461
非上場株式以外の株式	32	8,178	32	11,431	33	11,013

<過去3年間の政策保有株式の削減実績（売却額）>

	第133期 2022年度		第134期 2023年度		第135期 2024年度	
	銘柄数	売却金額 （百万円）	銘柄数	売却金額 （百万円）	銘柄数	売却金額 （百万円）
非上場株式	1	2	—	—	2	50
非上場株式以外の株式	6	717	5	354	7	1,801

以 上

事業報告

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、個人消費の一部に足踏みが残るものの、雇用・所得環境の改善や設備投資の持ち直しの動きがみられるなど、緩やかに回復が続きました。一方、物価上昇の継続、米国の政策動向、金融資本市場の変動等により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

建設市場においては、資機材価格の高騰や労務費上昇の影響は依然として注視する必要があるものの、公共投資については堅調に推移しており、2021～2025年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」および今後も見込まれる防災・減災対策、防衛力強化に伴う安全保障関係のインフラ整備等により、将来的にも堅調な市場の成長が期待できる状況にあります。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画（2023～2025年度）に基づき、「部門間の連携強化により組織力の最大化を図る」、「新規事業を含め新たなビジネスモデルに果敢に挑戦」、「幸福度の高い社員による企業価値を持続的に向上させるサイクルの構築」の各事業戦略を推進しております。

当連結会計年度の当社グループの連結業績につきましては、売上高は330,472百万円（前連結会計年度比16.4%増）、営業利益は20,621百万円（前連結会計年度比19.7%増）、経常利益は20,073百万円（前連結会計年度比20.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14,908百万円（前連結会計年度比41.8%増）となりました。

当社グループのセグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

【国内土木事業】

海上土木分野を中心に、港湾・鉄道・道路などのインフラ・社会資本の整備に継続的に取り組んでおります。当連結会計年度の売上高は大型案件を中心に手持工事が進捗し、141,096百万円（前連結会計年度比2.6%増）となりました。セグメント利益（営業利益）は、売上高の増加や高採算案件が堅調に推移したこと等により13,186百万円（前連結会計年度比0.5%減）となりました。

なお、当社個別の受注高については、前期に大型案件の受注があったこと等により、141,864百万円（前連結会計年度比9.7%減）となりました。

【国内建築事業】

物流施設を中心とした特命案件・企画提案案件・設計施工案件の受注拡大に取り組んでおります。当連結会計年度の売上高は、大型案件を中心に手持工事が進捗し、110,365百万円（前連結会計年度比31.4%増）となりました。セグメント利益（営業利益）は売上高の増加のほか、高採算案件の堅調な推移や全体的に利益率

が改善したこと等により6,421百万円（前連結会計年度比42.5%増）となりました。

なお、当社個別の受注高については、当期は手持工事を優先的に施工することから92,362百万円（前連結会計年度比22.4%減）となりましたが、当社が得意とする物流施設分野以外にも医療・福祉分野等の案件を獲得し、事業領域の拡大を図りました。

【海外事業】

東南アジアを中心にアフリカ・南アジアなどにおいて、海上土木工事などに取り組んでおります。当連結会計年度の売上高は大型案件を中心に手持工事が進捗し、売上高は65,737百万円（前連結会計年度比35.5%増）となりました。セグメント利益（営業利益）は一部の不採算案件の影響はあるものの、売上高の増加や高採算案件が堅調に推移したこと等により4,230百万円（前連結会計年度比237.0%増）となりました。

なお、当社個別の受注高については、東南アジアおよび南アジアで複数の大型案件を獲得したこと等により、119,548百万円（前連結会計年度比56.2%増）となりました。

【その他】

当連結会計年度の売上高は13,272百万円（前連結会計年度比3.8%減）、セグメント利益（営業利益）は2,115百万円（前連結会計年度比32.1%減）となりました。

当期中に受注いたしました主な工事は、以下のとおりであります。

発注者名	工事名
国土交通省東北地方整備局本局	鳥海ダム市道付替百宅線1号トンネル工事
東京都	新砂水門（再整備）（6）建設工事
防衛省南関東防衛局本局	横須賀（5）病院新設建築工事
シンガポール国 住宅開発庁	テコン地区埋立工事(その4)

当期中に完成いたしました主な工事は、以下のとおりであります。

発注者名	工事名
国土交通省関東地方整備局本局（港湾空港部）	令和5年度 横浜港新本牧地区岸壁（-18m）（耐震）築造工事（その2）
国土交通省九州地方整備局本局（港湾空港部）	令和5年度志布志港（新若浜地区）岸壁ケーソン製作工事
UI Konan Kansai特定目的会社	UI湖南ロジスティクスセンター第I期計画新築工事
バングラデシュ人民共和国鉄道省	バンガバンドウ シェイク ムジブ鉄道橋建設工事 東工区 パッケージWD1

当期における当社のセグメント別の受注高、売上高、繰越高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
国内土木事業	191,837	141,864	141,096	192,605
国内建築事業	119,282	92,362	110,428	101,215
海外事業	165,325	119,548	65,737	219,135
計	476,445	353,775	317,263	512,957
そ の 他	—	—	606	—
合 計	476,445	353,775	317,869	512,957

2 資金調達の状況

2025年3月6日にサステナビリティ・リンク・ボンド50億円を発行いたしました。

3 設備投資の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は15億円余であります。このうち主なものは機械装置の取得であります。

4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

5 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

7 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

8 当社グループの財産及び損益の状況

【連結】

(単位：百万円)

区 分	第132期 2021年度	第133期 2022年度	第134期 2023年度	第135期 (当期) 2024年度
売 上 高	219,814	213,569	283,852	330,472
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	7,385	4,835	10,517	14,908
1株当たり当期純利益	95円70銭	56円14銭	127円73銭	187円94銭
総 資 産	212,916	226,928	272,936	298,939
純 資 産	86,725	89,361	96,700	107,873
1株当たり純資産額	984円92銭	1,017円96銭	1,206円27銭	1,342円70銭

- (注) 1. 当社は株式給付信託 (BBT、J-ESOP) を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第132期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

【個別】

(単位：百万円)

区 分	第132期 2021年度	第133期 2022年度	第134期 2023年度	第135期 (当期) 2024年度
受 注 高	191,554	295,496	352,641	353,775
売 上 高	210,721	203,236	271,016	317,869
当 期 純 利 益	6,537	4,424	9,920	13,554
1株当たり当期純利益	84円72銭	51円37銭	120円49銭	170円86銭
総 資 産	202,981	215,608	256,439	282,118
純 資 産	75,252	76,732	80,421	90,770
1株当たり純資産額	861円55銭	881円31銭	1,014円38銭	1,143円89銭

- (注) 1. 当社は株式給付信託 (BBT、J-ESOP) を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。第132期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

9 対処すべき課題

当社グループは、長期ビジョン〈TOA2030〉の実現に向け、事業戦略と人材戦略の融合を基本方針とした「中期経営計画（2023～2025年度）」に基づき、各事業部門において下記重点施策を掲げ、事業目標の達成を目指してまいります。

本中期経営計画を着実に推進していくことで、事業拡大を推進する組織作りと人材成長の両立による企業価値を持続的に向上させるサイクルを構築し、さらに、部門間の連携強化により組織力の最大化、新規事業を含めた新たなビジネスモデルへの果敢な挑戦により、長期ビジョン「社会を支え、人と世界をつなぎ、未来を創る」の実現を達成し、社会的責任を果たしてまいります。

これらの計画を着実に実行していくことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

なお、次期は「中期経営計画（2023～2025年度）」の最終年度であることから、期中において新たな中期経営計画を策定し公表する予定です。

◆長期ビジョン〈TOA2030〉

社会を支え、人と世界をつなぎ、未来を創る

◆中期経営計画（2023～2025年度）

長期ビジョンを実現する事業戦略と人材戦略の融合

●各事業部門の重点施策（抜粋）

（経営企画本部）

- ・ IR活動の強化
- ・ ESG課題のキャッチアップ
- ・ デジタル化推進による生産性の向上と働き方改革の達成
- ・ 脱炭素社会の取組み加速
- ・ 高度なガバナンス体制とコンプライアンス精神による安全で高品質な社会資本の提供

（国内土木事業）

- ・ 保有作業船の戦略的活用の推進
- ・ ECI対応や企画提案力の強化
- ・ 技術力継承・リスク対応力の強化
- ・ 防衛、米軍の事業量拡大
- ・ 国土強靱化への取り組みや老朽化した港湾インフラの維持・更新
- ・ 陸上工事の技術継承強化

(国内建築事業)

- ・得意分野（倉庫物流、住宅、福祉、PFI）強化と優良顧客の継続維持
- ・臨海部に強みを持つ土木の顧客情報を生かした工場等での能力発揮
- ・BIMをプラットフォームとして活用した生産性向上
- ・オフィス、医療福祉分野の取り組み強化
- ・地方都市部の再開発、PPP/PFI事業への土建協業
- ・カーボンニュートラルの推進に向けた検討実施

(海外事業)

- ・ODA案件以外にも拡大し、一層の多工種化を推進
- ・現地建設会社との協業
- ・ナショナルスタッフの活躍による組織力の一層の強化
- ・現地資本工事・建築工事拡大に向けた現地法人の設立
- ・PPP、設計施工、バイヤーズクレジット活用

(管理部門)

- ・資本政策の検討
- ・ダイバーシティ&インクルージョンの実現
- ・計画的なプロフェッショナル人材の確保と育成
- ・長期的な人材の活躍を後押し
- ・人的資本経営の質・量双方の課題解決に向けた諸施策

なお、前連結会計年度において、当社の連結子会社である信幸建設株式会社の複数の従業員が、当該会社の外注先である取引業者と共謀して、架空・水増し工事代金等を支払った上で、その代金の一部を従業員らが自らに還流し着服していたことが判明いたしました。社内調査委員会の調査結果及び再発防止に向けた提言を真摯に受け止め、再発防止策を検討・策定し、2023年12月21日に公表いたしました。

当社及び信幸建設は再発防止策を着実に実施しており、当社としてその他の連結子会社のガバナンスのモニタリングも強化してまいります。

今後、決して不正行為を繰り返さないよう内部統制システムやコンプライアンス体制を一層強化するとともに、当社グループの役員・社員が一丸となって、再発防止策の具体的な施策に取り組んでまいります。

【2024年度の事業目標と実績及び2025年度の事業目標】

	2024年度（目標）	2024年度（実績）	2025年度（目標）
	連 結	連 結	連 結
売 上 高	3,000億円	3,304億円	3,350億円
営 業 利 益	120億円	206億円	180億円
経 常 利 益	118億円	200億円	175億円
当 期 純 利 益	80億円	149億円	125億円

※連結の当期純利益につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益を掲載しております。

10 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社は、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可(特-4)第2429号を受け、土木、建築並びにこれらに関連する事業を行っております。

また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許(16)第475号を受け、不動産の売買、賃貸及びこれらに関連する事業を行っております。

11 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

本 支	店	東京都新宿区西新宿三丁目7番1号	
	店	北海道支店（札幌市）	東北支店（仙台市）
		東京支店（東京都中央区）	横浜支店（横浜市）
		千葉支店（千葉市）	北陸支店（新潟市）
		名古屋支店（名古屋市）	大阪支店（大阪市）
		中国支店（広島市）	四国支店（高松市）
		九州支店（福岡市）	東日本建築支店（東京都新宿区）
		西日本建築支店（大阪市）	国際事業本部（東京都新宿区）
研 究 所 海 外 事 業 所	研究所	技術研究開発センター（横浜市）	
	海外事業所	シンガポール事務所（シンガポール）	ドバイ事務所（ドバイ）
		インドネシア事務所（ジャカルタ）	クウェート事務所（クウェート）
		ベトナム事務所（ハノイ／ホーチミン）	バングラデシュ事務所（ダッカ）
		フィリピン事務所（マニラ）	

※2025年4月1日付で、当社建築事業組織の再編により、西日本建築支店を分割再編し土木支店(大阪・中国・九州各支店)との一体体制としました。

12 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,032名	87名増

(注) 従業員数は、出向者23名及び臨時使用人164名を除いております。

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,772名	87名増	44.0歳	18.3年

(注) 従業員数は、出向者49名及び臨時使用人120名を除いております。

13 当社グループの主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	11,427 百万円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	8,572
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	4,812
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,645

14 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会 社 名 (本店所在地)	資本金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社東亜エージェンシー (東京都千代田区)	20 百万円	100 %	建設用資機材の販売・賃貸、 保険代理業
東 亜 機 械 工 業 株 式 会 社 (下関市)	100 百万円	100 %	建設工事用機械等の製造販売・ 修理・賃貸
東 亜 ビ ル テ ッ ク 株 式 会 社 (東京都千代田区)	40 百万円	100 %	ビルの管理・警備、建物及び設備の 調査・設計・修繕、雑貨の販売
東 亜 鉄 工 株 式 会 社 (横浜市)	100 百万円	100 %	船舶及び建設工事用機械等の 製造販売・修理・賃貸
東 亜 海 運 産 業 株 式 会 社 (東京都千代田区)	20 百万円	100 %	一般海運業、船舶売買仲介
信 幸 建 設 株 式 会 社 (東京都千代田区)	50 百万円	100 %	建設業
東亜リアルエステート株式会社 (横浜市)	16 百万円	100 %	不動産の売買、仲介、管理 及び賃貸借
PFI 斎 場 運 営 株 式 会 社 (札幌市)	350 百万円	46 %	火葬場の建設・維持管理・運営
PFI 一 宮 斎 場 株 式 会 社 (一宮市)	30 百万円	67 %	火葬場の建設・維持管理・運営
PT TOA TUNAS JAYA INDONESIA (インドネシア共和国)	百万インドネシアルピア 80,600	67 %	建設業

(注)東亜ビルテック株式会社と東亜リアルエステート株式会社は2025年7月1日付にて合併し、東亜リアルエステート株式会社を存続会社としてその商号を東亜リアテック株式会社といたします。

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1 株 式 数

発行可能株式総数	240,000,000株
発行済株式の総数	87,978,516株
(うち自己株式)	5,725,660株)

2 株 主 数

14,901名

3 大 株 主

(上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,849 千株	10.76 %
太平洋セメント株式会社	4,274	5.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,711	4.51
明治安田生命保険相互会社	3,082	3.75
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	2,900	3.53
東亜建設工業鶴株会	2,698	3.28
東亜建設工業社員持株会	2,496	3.04
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	1,279	1.56
野村信託銀行株式会社 (信託口2052256)	1,267	1.54
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,250	1.52

(注) 持株比率は、自己株式5,725千株余を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式給付信託 (BBT、J-ESOP)に係る信託口が保有する当社株式2,900千株余を含めておりません。

4 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬は退任した取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 1名に対し、業績連動型株式報酬制度に基づき職務執行の対価として、51,400株交付しております。

5 その他株式に関する重要な事項

(株式分割)

- ・2024年4月1日付で普通株式1株を4株に株式分割いたしました。
これにより、当社の発行済株式の総数は89,978,516株となりました。

(自己株式の消却)

- ・2024年4月2日付で自己株式を消却いたしました。
- ・消却した自己株式

普通株式	2,000,000株
消却日	2024年4月2日
- 消却を必要とした理由 株主還元の充実と資本効率の向上を図るため
これにより、当社の発行済株式の総数は87,978,516株となりました。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はございません。

2 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

3 その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はございません。

Ⅳ 会社役員に関する事項 (2025年3月31日現在)

1 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	早 川 毅	
代 表 取 締 役	廣 瀬 善 香	建築部門（建築営業本部・建築本部）統括
代 表 取 締 役	中 尾 剛	管理本部長、内部監査室・秘書室統括
取 締 役	本 多 將 人	経営企画本部長、技術研究開発センター・技術戦略室統括
取 締 役	高 橋 功	土木部門（土木営業本部・土木本部）・洋上風力推進部統括、土木本部長
取 締 役	木 村 克 尚	国際事業本部長
取 締 役	国 谷 史 朗	弁護士法人大江橋法律事務所パートナー 株式会社ネクソン社外取締役(監査等委員)
取 締 役	関 根 嘉奈子	Kyrgyz Investment and Credit Bank 社外取締役
取締役(監査等委員)	岡 村 眞 彦	
取締役(監査等委員)	渡 邊 光 誠	東京富士法律事務所パートナー 株式会社NaITO社外取締役(監査等委員)
取締役(監査等委員)	半 田 未 知 (佐々野 未知)	コントロールソリューションズ株式会社代表取締役社長
取締役(監査等委員)	木 村 徹 也	株式会社オーフネット社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 取締役のうち国谷史朗、関根嘉奈子、岡村眞彦、渡邊光誠及び半田未知の5氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役のうち国谷史朗、関根嘉奈子、岡村眞彦、渡邊光誠及び半田未知の5氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。
3. 取締役国谷史朗、関根嘉奈子、岡村眞彦、渡邊光誠及び半田未知の5氏につきましては、東京証券取引所、札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役（監査等委員）のうち半田未知氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 第134回定時株主総会終結の時をもって、関根嘉奈子氏は取締役(監査等委員)を辞任し、同総会において取締役に選任され就任しております。
6. 2025年4月1日付で、取締役の会社における地位、担当及び重要な兼職の異動があり、次の体制となりました。

氏 名	新	旧
廣瀬善香	取締役 建築部門（西日本地区）担当	代表取締役 建築部門（建築営業本部・建築本部）統括
中尾 剛	代表取締役 経営管理本部長、DX戦略部・内部監査室・秘書室統括	代表取締役 管理本部長、内部監査室・秘書室統括
本多將人	取締役 特命担当	取締役 経営企画本部長、技術研究開発センター・技術戦略室統括
高橋 功	取締役 土木本部(プロジェクト・信幸建設)担当	取締役 土木部門(土木営業本部・土木本部)・洋上風力推進部統括、土木本部長

2 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社のすべての取締役、執行役員及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

3 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(概要)

当社は、個人別の取締役の報酬等の決定に関する基本方針を、委員長を独立社外取締役とし、過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会における審議を経て、取締役会において決定しており、概要は次のとおりであります。

当社の取締役の報酬は、金銭報酬及び業績に応じて付与ポイントが変動する株式報酬の非金銭報酬で構成されております（本項末尾の「取締役報酬の構成」の表をご参照ください。）。ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、独立性の確保から業績反映による報酬区分は設けず、定額の金銭報酬としております。

(金銭報酬)

取締役の報酬等の額は年額300百万円以内（うち社外取締役分25百万円以内）としており、役位毎に定めた定額報酬及び毎年度の個々の業績評価に応じて決定する変動報酬からなる月額報酬に加え、年1回、定時株主総会後に前年度役位及び会社業績に基づき、短期インセンティブ報酬を支給することができる仕組みとしております。

月額報酬（定額報酬及び変動報酬）は、当社の業績や企業規模、世間水準及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定しており、このうち変動報酬については、毎年度の個々の業績評価結果により、翌事業年度における役位毎の基準月額について、+10%、+5%、±0%、-5%、-10%の5段階の加減算を行い決定します。

個々の業績評価は、受注・利益の達成状況や財務指標、ESG経営に関する指標など(※1)の定量的項目と業務の執行状況やコンプライアンスの状況などの定性的項目(※2)の中から各取締役の管掌・統括・担当及び業務分掌に応じて評価項目を定め、評価対象期間（毎年4月1日より翌年3月31日まで）の業績について、翌期の5月末に社長が評価を行ったうえで、指名報酬委員会へ諮問します。

(※1) 役員業績評価項目（定量項目）

「受注高（全社・部門）」「工事損益（全社・部門）」「安全成績（全社・部門）」「経費管理（部門）」
「連結経常利益（全社）」「連結純利益（全社）」「配当」「E S G項目（温室効果ガス排出量削減、品質確保、顧客満足度、女性総合職従業員数、重大な法令違反発生件数）」「新卒採用数」

(※2) 役員業績評価項目（定性項目）

「業務執行状況」「組織活性化」「人材育成」「コンプライアンス」「技術力向上への貢献」「新たな取り組み」「外部との関係構築」「経営理念の浸透」「働きやすい職場環境」「その他」

短期インセンティブ報酬は、業績評価項目とする「受注高」、「連結営業利益」、「連結純利益」、「株価（TOPIX対比）」について事業年度ごとに目標値を設定し、目標達成度に基づいて予め定めた算式により0%～150%の範囲で支給額を決定します。

（非金銭報酬）

非金銭報酬である業績連動型株式報酬（株式給付信託）は、取締役の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入いたしました。その後、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を引き上げる改定を行い、中長期インセンティブである本制度の報酬割合を上げ、報酬と業績及び株式価値との連動性を強化しております。

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度を勘案して定まるポイントを付与し、原則として、役員退任時に、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算し、株式等を給付する仕組みとしておりますが、付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を243,200ポイント（うち取締役分87,200ポイント）と定め、役位別の基準ポイントは、会長・社長14,000ポイント、副社長7,200ポイント、専務6,400ポイント、常務4,800ポイント、執行役員3,600ポイントとしております。なお、2024年4月1日付当社の株式分割(分割比率1対4)に伴い、上記のポイント数は、2022年6月29日開催の第132回定時株主総会においてご決議をいただいたポイント数の4倍となっております。

（取締役報酬の構成）

金 銭 報 酬		非金銭報酬	
月額報酬 約70%		業績連動報酬 約30%	
定額報酬 約30%	変動報酬 約40%	短期インセンティブ	業績連動型株式
役位毎に定める	毎年度の個々の業績評価に応じて役位毎の基準月額に5段階の加減算を行う	報酬 約6%	報酬 約24%

※金銭報酬、非金銭報酬の割合は役位、担当及び業務分掌により多少変動します。

※業績連動型株式報酬の割合は株価の変動の影響を受けます。

（決定手続）

取締役の報酬の決定にあたっては、上記の基本方針に沿って公平性、透明性、客観性を重視し、合理的な制度運用が担保されるよう、指名報酬委員会において審議のうえ、その答申に基づき、取締役会において個人別の報酬を決定しております。また、変動報酬の評価項目に係る目標値の設定についても、新事業年度毎に指名報酬委員会へ諮問し、その答申を受け、取締役会において決定しております。当事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別の報酬等の内容は、上記の手続に従って決定したものであり、また、取締役会としてもその内容が上記の方針に整合していることを確認しており、上記の方針に沿っているものと判断しております。

ただし、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員の協議において決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2022年6月29日開催の第132回定時株主総会において、監査等委員であるものを除く取締役（社外取締役を除く）に対して年1回、短期インセンティブ報酬（金銭）を支給することができるよう、取締役の報酬等の額の定めを月額25百万円以内から年額換算した年額300百万円以内（うち社外取締役分25百万円以内）（当該定時株主総会終結時点の当該取締役の員数は8名、うち社外取締役は1名）とすることに改め、併せて監査等委員である取締役の報酬等の額についても、月額8百万円以内から年額換算した年額96百万円以内（当該定時株主総会終結時点の当該取締役の員数は4名）と改めることをご決議いただいております。

また、上記金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の第129回定時株主総会においてご決議いただき、取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く。当該定時株主総会終結時点の当該取締役の員数は7名）及び取締役を兼務しない執行役員を対象として導入した業績連動型株式報酬（株式給付信託）については、2022年6月29日開催の第132回定時株主総会において、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限を33,400ポイントから60,800ポイント（うち取締役分は12,200ポイントから21,800ポイント）に引き上げることをご決議いただいております。なお、2024年4月1日付当社の株式分割（分割比率1対4）に伴い、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限は243,200ポイント（うち取締役分は87,200ポイント）となっております。

③ 取締役の報酬等の総額等

当事業年度の報酬等の総額は次の図で示したとおりです。

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬			非金銭報酬	
		定額報酬	変動報酬	短期インセンティブ報酬	業績連動型株式報酬	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	261 (12)	87 (12)	112 (一)	21 (一)	40 (一)	9 (2)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	39 (27)	39 (27)	— (一)	— (一)	— (一)	5 (4)

※業績連動型株式報酬は、当事業年度中の役員株式給付引当金繰入額であります。

※短期インセンティブ報酬は、当事業年度中の役員賞与引当金繰入額であります。

④ 業績連動型株式報酬（非金銭報酬）に関する事項

取締役の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、業績との連動性の高い評価項目（受注高、連結営業利益、連結純利益、株価（TOPIX対比））を業績指標として選定しています。業績連動係数は、標準を100%として、上記評価項目の目標達成率に基づき、予め定めた算式により0%～150%の範囲で決定します。

当事業年度における評価項目の主な指標の目標は、個別受注高210,000百万円、連結営業利益12,000百万円、連結純利益8,000百万円であり、実績は、個別受注高353,775百万円、連結営業利益20,621百万円、連結純利益14,908百万円となりました。また、当事業年度における当社株価の毎月末日終値平均は前年度比で1.19倍、TOPIX終値対比で1.03倍となりました。

その結果、当事業年度について、取締役に付与されるポイント総数は62,520ポイント（当社普通株式62,520株相当）となる予定です。

※ご参考として、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算し、2025年5月13日の終値1,428円を適用した場合、株式取得に係る必要資金は取締役分として約89百万円となります。

4 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役国谷史朗氏は、弁護士法人大江橋法律事務所パートナーであります。同法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

また、同氏は、株式会社ネフソン監査等委員である社外取締役であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

取締役関根嘉奈子氏は、Kyrgyz Investment and Credit Bankの社外取締役であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

取締役(監査等委員)渡邊光誠氏は、東京富士法律事務所パートナーであります。同法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

また、同氏は、株式会社NaIO監査等委員である社外取締役であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

取締役(監査等委員)半田(佐々野)未知氏は、コントロールソリューションズ株式会社代表取締役社長であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

また、同氏は、株式会社オークネット監査等委員である社外取締役であります。同社と当社との間には特別の関係はありません。

② 主な活動状況

取締役国谷史朗氏は、事業年度中開催の取締役会に16回中16回出席し、他社の役員並びに経営者としての経験と十分な知見を基に必要な発言を行っております。

取締役関根嘉奈子氏は、事業年度中開催の取締役会に16回中16回出席し、また、取締役(監査等委員)を退任されるまでに開催された監査等委員会に4回中4回出席し、他社の役員並びに経営者としての経験と十分な知見を基に必要な発言を行っております。

取締役(監査等委員)岡村眞彦氏は、事業年度中開催の取締役会に16回中16回出席し、また、事業年度中開催の監査等委員会に16回中16回出席し、他社の役員並びに経営者としての経験と十分な知見を基に必要な発言を行っております。

取締役(監査等委員)渡邊光誠氏は、事業年度中開催の取締役会に16回中16回出席し、また、事業年度中開催の監査等委員会に16回中16回出席し、法曹としての経験と十分な知見を基に必要な発言を行っております。

取締役(監査等委員)半田未知氏は、事業年度中開催の取締役会に16回中15回出席し、また、事業年度中開催の監査等委員会に16回中16回出席し、公認会計士、税理士並びに経営者としての経験と十分な知見を基に必要な発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役国谷史朗氏は、法曹としての企業法務や国際法務に関する豊富な経験と高い知見を有し、長年に亘り他社の社外監査役及び社外取締役を務めております。当社の取締役会においては、社外取締役として、企業経営に関するグローバル且つ高度な観点から積極的にご発言をいただくことで、経営における重要事項の決定や業務執行に対する監督の役割を果たすとともに、当社の取締役会の実効性の向上にも寄与していただきました。

取締役関根嘉奈子氏は、多国籍、多文化、多様性を最先端で実践している米国、欧州等の金融機関、国際機関で要職を歴任され、サステナビリティを原則とした投資、コーポレート・ガバナンス、リスク管理などに関する高い知見とグローバルな感性、豊富な経験を有しております。当社の取締役会においては、社外取締役として、企業経営に関するグローバル且つ高度な観点から積極的にご発言をいただくことで、経営における重要事項の決定や業務執行に対する監督の役割を果たすとともに、当社の取締役会の実効性の向上にも寄与していただきました。

取締役(監査等委員)岡村眞彦氏は、大手商事会社の要職を歴任され、役員並びに経営者としての豊富な経

験と十分な知見を有しております。このような観点から、当社の社外取締役として取締役会において積極的
にご発言をいただくことで、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いた
だき、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただきました。また、指名報酬委員会の委員長として委員
会に出席し、積極的に意見を述べていただきました。

取締役(監査等委員)渡邊光誠氏は、法曹としての豊富な経験と高い知見を有し、長年に亘り他社の社外監
査役及び監査等委員である社外取締役を務めております。このような観点から、当社の社外取締役として取
締役会において積極的にご発言をいただくことで、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務
を適切に遂行いただき、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただきました。また、指名報酬委員会
の委員として委員会に出席し、積極的に意見を述べていただきました。

取締役(監査等委員)半田未知氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い知見を有し、また、
内部統制、リスクマネジメント等のコンサルティング会社の経営者を務め、経営コンサルタントとして内部
統制構築支援に携わっております。このような観点から、当社の社外取締役として取締役会において積極的
にご発言をいただくことで、経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いた
だき、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただきました。また、指名報酬委員会の委員として委員会
に出席し、積極的に意見を述べていただきました。

5 執行役員の氏名等 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当
執行役員社長	早 川 毅	
執行役員副社長	鈴 木 清 剛	
執行役員副社長	廣 瀬 善 香	建築部門（建築営業本部・建築本部）統括
執行役員副社長	小 池 徹	建築営業本部長
執行役員専務	本 多 將 人	経営企画本部長、技術研究開発センター・技術戦略室統括
執行役員専務	高 橋 功	土木部門（土木営業本部・土木本部）・洋上風力推進部統括、土木本部長
執行役員専務	馬 場 隆 之	土木営業本部長
執行役員専務	丸 山 隆 英	土木部門担当
執行役員専務	馬 越 成 之	安全環境品質本部長
執行役員常務	白 川 裕 康	建築本部長
執行役員常務	高 瀬 和 彦	洋上風力推進部長
執行役員常務	井 山 聡	土木部門担当
執行役員常務	石 山 明 久	土木部門担当
執行役員常務	金 田 聡	土木営業本部副本部長 兼 米軍工事支援室長
執行役員常務	木 村 克 尚	国際事業本部長
執行役員常務	木 下 正 暢	土木本部工事統括
執行役員常務	麥 田 和 義	建築部門（建築営業本部・建築本部）統括補佐、建築部門プロジェクト統括 兼 西日本建築支店長
執行役員常務	御 沓 英 剛	東京支店長
執行役員常務	中 尾 剛	管理本部長、内部監査室・秘書室統括
執行役員	山 下 新 一	九州支店長
執行役員	竹 市 卓 矢	東北支店長
執行役員	川 森 聡	経営企画本部副本部長
執行役員	中 道 正 人	技術研究開発センター長
執行役員	瀧 野 浩	九州支店南九州総合事務所長
執行役員	北 林 勇 武	東日本建築支店長
執行役員	市 毛 史 朗	土木営業本部副本部長
執行役員	岡 禎 之	中国支店長
執行役員	福 地 康 幸	建築本部設計設備統括部長 兼 第一設計部長（働き方改革推進責任者）
執行役員	作 井 孝 光	大阪支店長
執行役員	広 瀬 祐 子	管理本部副本部長 兼 人事部長
執行役員	川 島 仁	千葉支店長
執行役員	森 山 健 一	国際事業本部副本部長 兼 工事部長
執行役員	前 田 重 利	建築営業本部副本部長 兼 土木営業本部米軍工事支援室担当部長
執行役員	田 中 ゆう子	経営企画本部 E S G 経営企画部長 兼 海の相談室長

(注) 2025年4月1日付けで、執行役員の会社における地位及び担当の異動があり、次の体制となりました。

会社における地位	氏 名	担 当
執行役員社長	早川 毅	事業部門総括
執行役員副社長	鈴木 清剛	建築部門（西日本地区）担当
執行役員副社長	廣瀬 善香	建築営業本部長
執行役員副社長	小池 徹	特命担当
執行役員専務	本多 將人	土木営業本部長
執行役員専務	馬場 隆之	土木部門担当
執行役員専務	丸山 隆英	安全環境品質本部長
執行役員専務	馬越 成之	国際事業本部長
執行役員専務	木村 克尚	土木部門（土木営業本部・土木本部）統括、土木本部長
執行役員専務	木下 正暢	経営管理本部長、D X戦略部・内部監査室・秘書室統括
執行役員専務	中尾 剛	洋上風力推進部長
執行役員常務	高瀬 和彦	土木部門担当
執行役員常務	井山 聡	土木部門担当
執行役員常務	石山 明久	土木営業本部副本部長 兼 米軍工事支援室長
執行役員常務	金田 聡	建築部門（建築営業本部・建築本部）統括、建築本部長
執行役員常務	麥田 和義	土木本部副本部長
執行役員常務	御沓 英剛	プロジェクト担当
執行役員常務	瀧野 浩	東日本建築支店長
執行役員常務	北林 勇武	土木営業本部副本部長
執行役員常務	市毛 史朗	九州支店長
執行役員常務	岡 禎之	東北支店長
執行役員	竹市 卓矢	カーボンニュートラル企画管理部統括、土木本部D X技術支援室長
執行役員	川森 聡	技術研究開発センター統括
執行役員	中道 正人	建築本部設計設備統括部長 兼 第一設計部長（働き方改革推進責任者）
執行役員	福地 康幸	大阪支店長
執行役員	作井 孝光	経営管理本部副本部長 兼 人事部長
執行役員	広瀬 祐子	千葉支店長
執行役員	川島 仁	国際事業本部副本部長 兼 工事部長
執行役員	森山 健一	建築営業本部副本部長 兼 土木営業本部米軍工事支援室担当部長
執行役員	前田 重利	経営管理本部副本部長 兼 E S G経営企画部長 兼 海の相談室長
執行役員	田中 ゆう子	土木本部工事統括、土木本部土木企画部長 兼 経営管理本部付
執行役員	窪田 利晴	土木本部技術統括、技術戦略室長
執行役員	安藤 宏一	国際事業本部副本部長 兼 エンジニアリング部長
執行役員	鎌田 隆司	東京支店長
執行役員	岡本 智	横浜支店長
執行役員	堀越 研司	経営管理本部副本部長 兼 経営企画部長 兼 再発防止室長
執行役員	木村 章	

V 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

EY新日本有限責任監査法人 61百万円

当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

- ② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計

EY新日本有限責任監査法人 64百万円

- ③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の職務執行状況、監査方法及び監査内容並びに報酬見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っています。

3 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレターの作成を委託し、その対価を支払っております。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて総合的に評価し、会計監査人の再任が不適当と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

Ⅵ 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）及び運用状況の概要

当社は、会社法、会社法施行規則及び金融商品取引法に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正性を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し運用しております。過去に発生した不祥事以来、役職員全員の意識改革とコンプライアンスの更なる徹底に努め、より実効性のある内部統制システムの構築及び運用に向けた取り組みを行っております。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業として社会的責任を果たすため、役職員が法令・定款及び企業倫理を遵守した職務執行を行うよう企業行動規範を定めております。企業行動規範は社内イントラネット上に掲載しており、常に閲覧できるほか、公式サイト上においても公開しております。
- ② 社長が全役職員に企業行動規範の精神を繰返し伝えることにより、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知・徹底しております。
- ③ 全社横断的に効果的な内部統制を構築するため、社長を委員長とするESG委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス、内部統制及びリスク管理の実効性に関する行動計画を策定し、これを実施しております。
- ④ オンラインを活用したコンプライアンス研修をグループ役職員を含む全社で一斉に実施しているほか、e-learningを利用し、役職員への業務執行に関連する各種法令の遵守や内部統制及びリスク管理教育を実施しております。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録、稟議書）を文書又は電磁的媒体で記録し、文書管理規程に従い保存しております。
- ② 取締役は、取締役の職務執行に係る情報をいつでも閲覧することができる体制を構築しております。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 職務執行に係るリスク管理については、それぞれの担当部門が定めた管理規程等に従い当該部門が行っております。また、それぞれの担当部門が自発的に担当職務に関連するテーマを抽出し、e-learningによる教育を実施しております。
- ② 組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応については、リスク管理規程に基づきESG委員会が対応し、必要に応じてその状況や対応内容を取締役会に報告する体制を構築しております。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営計画・年度計画を定め、当社として達成すべき目標及び担当取締役の業績目標を明確にしております。
- ② 経営企画部は、中期経営計画・年度計画における各部門の業務執行状況を検証しこれをフィードバックするとともに、各部門の改善策の実施をフォローする体制をとるものとしております。
- ③ IR担当取締役を任命し、企業情報等に関し適時の開示を適切に実施しております。
- ④ 取締役会の決議によって重要な業務執行の一部を取締役社長に権限委任し、毎週1回開催する経営会議で審議・決定することにより、経営判断の迅速化の向上に努めております。
- ⑤ 執行役員制度により、意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定プロセスの簡素化及び意思決定の迅速化を図っております。
- ⑥ 当事業年度は取締役会を16回開催しております。また、取締役会の実効性について、当事業年度は外部の第三者機関による評価を実施し、認識された課題や取締役会全体の機能向上に向けた今後の取り組み等について、建設的な議論を行っております。

5 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の定める企業行動規範をグループ各社に周知するとともに、当社ESG委員会がグループ全体の役職員と一体となり遵法意識の向上を図っております。
当社で実施するオンラインを活用したコンプライアンス研修は、グループ役職員と合同で実施しております。
- ② 当社の定めるグループ会社運営基準に従い、グループ各社における経営上重要な事項については当社取締役会の付議事項とし、その他の事項については、当社経営企画部の審査を経るものとしております。
- ③ 当社内部監査室は、グループ各社に対する内部監査を実施しております。
- ④ グループ各社は、経営目標を設定し、関係会社社長会において当期見通し等について、当社経営陣と協議を行っております。当社経営企画部は、グループ各社の経営目標の達成状況等を定期的に検証し、その結果を当社取締役会に報告するとともに、グループ各社にフィードバックを行っております。
- ⑤ 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断するため、不当要求等については、毅然かつ組織的に対応することにしております。

6 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社の業務を十分検証できるだけの経験を有する社員を補助者として配置し、監査等委員会の事務局を併せて担当するものとしております。
- ② 監査等委員会は、補助者に監査業務に必要な事項を命ずることができる体制をとっております。前記の場合、補助者はその命令に関して監査等委員でない取締役等の指揮・命令を受けない体制をとっております。
- ③ 補助者の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査等委員会の同意を得るものとしております。

7 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役職員は、会社に重大な損失を与える事項の発生又は発生する恐れがあるとき、及び役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、並びにその他会社に著しい信用失墜を及ぼす恐れのある事象が生じたときは速やかに監査等委員会に報告するものとしております。
- ② 前号の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することとしております。
- ③ 役職員は、監査等委員会の監査業務に対しその重要性和有用性を認識・理解し、監査が実効的に行われるよう協力する体制をとっております。
- ④ 監査等委員会は、代表取締役社長並びに会計監査人との定期的な意見交換会を開催するとともに、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることとしております。
- ⑤ 監査等委員会は、監査上必要があるときは、取締役及び重要な役職員に対し個別ヒヤリングの機会を設けることができる体制をとっております。
- ⑥ 監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きを請求したときは、職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、会社がその費用を負担することとしております。

8 財務計算に関する報告及び情報の適正性を確保するための体制

- ① 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制基本方針を定めて維持・運用する体制をとっております。
- ② 当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価し、内部統制について必要な是正・改善を行うことにより業務品質の向上を図ることとしております。

Ⅶ 会社の支配に関する基本方針

1 基本方針の内容

当社は、公開会社として株式を上場し、株主、投資家の皆様による株式の自由な取引が認められている以上、当社株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合において、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものであると考えております。

当社株式の売却を行うか否か、すなわち大規模買付提案等に応じるか否かの判断を株主の皆様に適切に行っていただくためには、大規模買付者側から買付の条件や買収した後の経営方針、事業計画等に関する十分な情報提供がなされる必要があると考えます。また、当社は、その大規模買付提案に対する当社取締役会の評価や意見、大規模買付提案に対する当社取締役会による代替案等も株主の皆様に提供しなければならないと考えます。株主の皆様には、それらを総合的に勘案したうえでご判断をいただく必要があると考えます。

当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の経営理念を理解し、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に構築することができ、当社の企業価値、株主共同の利益を中長期的に向上させることのできる意思と能力を備えている必要があると考えます。

したがって、大規模買付提案にあたって当社や当社の株主に対し、提案内容に関する情報や意見、評価、代替案作成に必要な時間を与えない大規模買付者、買付の目的及び買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白である大規模買付提案を行う買付者、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有する提案等を行う大規模買付者は、当社の財務及び事業の方針を支配する者としては適切ではないと考えています。

このような大規模買付提案又は大規模買付行為等があった場合には、当社は、法令及び定款によって許容される限度において、企業価値や株主共同の利益を確保するために必要な措置を講じることを基本方針とします。

2 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、より多くの投資家の皆様に末永く継続して投資いただくため、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、「高い技術をもって、社業の発展を図り、健全な経営により社会的責任を果たす」という企業理念を掲げ、その実現のための2030年を見据えた長期ビジョン、そして具体的な実行計画となる3か年中期経営計画を策定しております。

長期ビジョン「社会を支え、人と世界をつなぎ、未来を創る」におきましては、国内外のインフラ建設を通じた産業基盤の構築、環境負荷低減等の解決に資することによる持続可能な社会の実現、そして社会や企業の礎となる人材への投資・育成を強化することを基本方針としております。

中期経営計画（2023年～2025年度）においては、長期ビジョンの実現に向け、事業拡大を推進する組織作りと人材成長（育成）の両立を図ってまいります。また、これらと並行して高度なガバナンス体制とコンプライアンス精神を根底に置き、環境・人権・パートナーシップそれぞれの価値を重視し、社員を含むすべてのステークホルダーの幸福度を高めるために、ESG経営をさらに深化させ、社会資本整備を通じて社会に貢献してまいります。

3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み

当社は、企業価値及び株主共同の利益を害する恐れのある当社株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合には、株主の皆様が適切に判断を行えるよう、大規模買付者に対し必要かつ十分な情報開示を求め、あわせて取締役会の評価や意見、代替案等を開示し、株主の皆様が適時適切な情報を提供するように努めるとともに、株主の皆様が検討するための時間の確保に努めてまいります。

4 基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社の2「基本方針の実現に資する取り組み」は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、当社の経営理念を実現させるため実践しているものであります。

また、3「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み」は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして必要に応じて法令、定款の許容する範囲において適切な処置を講ずるものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流 動 資 産	242,624
現 金 預 金	41,605
受取手形・完成工事未収入金等	172,487
未 成 工 事 支 出 金 等	5,612
販 売 用 不 動 産	2,277
立 替 金	14,306
そ の 他	6,344
貸 倒 引 当 金	△9
固 定 資 産	56,314
有 形 固 定 資 産	32,714
建 物 ・ 構 築 物	5,060
機械、運搬具及び工具器具備品	8,548
土 地	18,073
リ ー ス 資 産	534
建 設 仮 勘 定	496
無 形 固 定 資 産	794
投資その他の資産	22,805
投 資 有 価 証 券	13,822
長 期 貸 付 金	75
退 職 給 付 に 係 る 資 産	5,179
繰 延 税 金 資 産	2,612
そ の 他	2,365
貸 倒 引 当 金	△1,250
資 産 合 計	298,939

科 目	金 額
(負債の部)	
流 動 負 債	170,508
支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	44,937
電 子 記 録 債 務	14,628
短 期 借 入 金	29,510
コマーシャル・ペーパー	6,000
未 払 法 人 税 等	5,727
未 成 工 事 受 入 金	18,099
預 り 金	39,297
完 成 工 事 補 償 引 当 金	921
工 事 損 失 引 当 金	3,214
役 員 賞 与 引 当 金	85
そ の 他	8,085
固 定 負 債	20,556
社 債	5,000
長 期 借 入 金	9,960
再評価に係る繰延税金負債	2,208
退 職 給 付 に 係 る 負 債	629
役 員 株 式 給 付 引 当 金	404
従 業 員 株 式 給 付 引 当 金	814
そ の 他	1,538
負 債 合 計	191,065
(純資産の部)	
株 主 資 本	96,047
資 本 金	18,976
資 本 剰 余 金	17,699
利 益 剰 余 金	66,912
自 己 株 式	△7,541
その他の包括利益累計額	10,499
その他有価証券評価差額金	4,886
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1
土 地 再 評 価 差 額 金	3,222
為 替 換 算 調 整 勘 定	1
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	2,387
非 支 配 株 主 持 分	1,327
純 資 産 合 計	107,873
負 債 純 資 産 合 計	298,939

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売上高	売上総利益	営業外収益	一般管理費	高価減価償却費	配当金	330,472
						295,500
						34,971
						14,349
						20,621
						454
						61
						515
						464
						178
営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	営業外費用	299
						52
						68
						1,063
						20,073
						30
						1,112
						7
						7
						1,158
特別利益	特別利益	特別利益	特別利益	特別利益	特別利益	0
						145
						7
						78
						7
						238
						20,993
						5,839
						15,154
						245
親会社株主に帰属する当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益	親会社株主に帰属する当期純利益	14,908

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18,976	19,270	55,294	△9,146	84,395
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,282		△3,282
親会社株主に帰属する当期純利益			14,908		14,908
自 己 株 式 の 取 得				△242	△242
自 己 株 式 の 処 分		92		183	275
自 己 株 式 の 消 却		△1,664		1,664	－
土地再評価差額金取崩額			△7		△7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△1,571	11,618	1,604	11,651
当 期 末 残 高	18,976	17,699	66,912	△7,541	96,047

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算調整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	4,636	1	3,277	△30	3,354	11,239	1,065	96,700
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△3,282
親会社株主に帰属する当期純利益								14,908
自 己 株 式 の 取 得								△242
自 己 株 式 の 処 分								275
自 己 株 式 の 消 却								－
土地再評価差額金取崩額								△7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	250	△0	△55	32	△966	△739	261	△478
当 期 変 動 額 合 計	250	△0	△55	32	△966	△739	261	11,173
当 期 末 残 高	4,886	1	3,222	1	2,387	10,499	1,327	107,873

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目				金 額	科 目				金 額
(資産の部)					(負債の部)				
流 動 資 産				232,536	流 動 負 債				172,308
現 金 預 金				37,594	支 払 手 形				1,311
受 取 手 形				190	支 払 子 記 録				15,369
完 成 工 事 未 収 入 金				162,784	工 事 期 間 未 借 入				41,966
兼 業 事 業 未 収 入 金				4,132	コ リ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ				29,404
未 成 工 事 支 出 金				4,545	未 払 法 人 債 権				6,000
兼 業 事 業 支 出 金				187	未 成 工 事 業 務 受 入 金				205
販 売 用 不 動 産 金				2,232	未 兼 業 事 業 補 償 引 当 金				5,354
立 替 金				14,145	完 工 事 損 失 引 当 金				17,184
そ の 他 金				6,726	役 員 賞 与 引 当 金				288
貸 倒 引 当 金				△3	そ の 他 債 権 引 当 金				41,341
固 定 資 産				49,581	固 定 負 債				921
有 形 固 定 資 産				26,257	社 長 期 借 入 金				3,184
建 物 ・ 構 築 物				3,068	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債				85
機 械 ・ 運 搬 具				7,406	役 員 株 式 給 付 引 当 金				9,691
工 具 器 具 ・ 備 品				353	従 業 員 株 式 給 付 引 当 金				19,038
土 地				14,818	そ の 他 債 権 引 当 金				5,000
リ ー ス 資 産				521	株 主 本 金				9,959
建 設 仮 勘 定				88	資 本 剰 余 金				379
無 形 固 定 資 産				746	資 本 準 備 金				2,208
投 資 そ の 他 の 資 産				22,577	そ の 他 資 本 剰 余 金				404
投 資 有 価 証 券				12,474	利 益 剰 余 金				814
関 係 会 社 株 式				2,881	そ の 他 利 益 剰 余 金				272
関 係 会 社 長 期 貸 付 金				1,102	自 己 株 式				
前 払 年 金 費 用				1,692	評 価 ・ 換 算 差 額 等				
繰 延 税 金 資 産				3,295	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金				
そ の 他				1,655	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益				
貸 倒 引 当 金				△524	土 地 再 評 価 差 額 金				
資 産 合 計				282,118	純 資 産 合 計				90,770
					負 債 純 資 産 合 計				282,118

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	311,979	317,869
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	5,283	
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	606	286,064
工	工	工	工	工	工	工	工	工	工	281,667	
等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	4,023	31,804
業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	374	
成	成	成	成	成	成	成	成	成	成	30,312	18,581
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	1,260	
産	産	産	産	産	産	産	産	産	産	232	436
原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	416	
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	20	1,076
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	471	
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	6	17,941
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	37	
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	178	1,131
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	327	
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	52	237
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	2	
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	6	18,835
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	1,112	
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	7	5,281
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	5	
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	150	13,554
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	7	
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	75	5,281
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	4	
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	5,583	13,554
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高	△301	
高	高	高	高	高	高	高	高	高	高		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月 1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	18,976	4,744	14,579	19,323	14,000	29,194	43,194	△8,662	72,832
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当						△3,282	△3,282		△3,282
当 期 純 利 益						13,554	13,554		13,554
自己株式の取得								△242	△242
自己株式の処分			92	92				183	275
自己株式の消却			△1,664	△1,664				1,664	－
土地再評価差額金取崩額						△7	△7		△7
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△1,571	△1,571	－	10,263	10,263	1,604	10,296
当 期 末 残 高	18,976	4,744	13,008	17,752	14,000	39,457	53,457	△7,057	83,129

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	4,309	1	3,277	7,589	80,421
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△3,282
当 期 純 利 益					13,554
自己株式の取得					△242
自己株式の処分					275
自己株式の消却					－
土地再評価差額金取崩額					△7
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	108	△0	△55	52	52
当 期 変 動 額 合 計	108	△0	△55	52	10,348
当 期 末 残 高	4,418	1	3,222	7,641	90,770

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

東亜建設工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 秀 敬
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 結 城 洋 治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜建設工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜建設工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

東亜建設工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 秀 敬
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 結 城 洋 治
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜建設工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第135期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び各取組み、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。また、そのための各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を害するものではなく、かつ、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

東亜建設工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 岡 村 眞 彦 ㊞

監査等委員 渡 邊 光 誠 ㊞

監査等委員 半 田 未 知 ㊞

(佐々野 未知)

監査等委員(常勤) 木 村 徹 也 ㊞

(注1)監査等委員岡村眞彦、渡邊光誠、半田未知は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注2)監査等委員木村徹也は2024年6月27日開催の第134回定時株主総会の決議により監査等委員に就任いたしました。その就任以前の監査事項については、当該株主総会終結の時をもって辞任した監査等委員関根嘉奈子氏から引き継ぎ及び報告を受け、資料を閲覧するなどの方法により監査いたしました。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号 新宿パークタワー3階 パークタワーホール

最寄り駅から会場までの
アクセス



■ 交通のご案内

- JR新宿駅南口から徒歩約17分
- 都営新宿線・京王新線新宿駅新都心口から徒歩約15分
- 京王新線初台駅東口から徒歩約8分
- 都営大江戸線都庁前駅A4出口から徒歩約8分
- 小田急線参宮橋駅から徒歩約10分
- 新宿駅西口28番のりばからバス約8分
(パークハイアット東京前) 下車